

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和2年6月26日(金曜日)

号外第41号

目次	ページ	監査の結果により講じた措置について(2件)	1
○監査委員公表		監査の結果に関する報告について	6

監査委員公表

神奈川県監査委員公表第9号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和2年6月26日

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 太田眞晴
同 吉川知恵子
同 梅沢裕之
同 小野寺慎一郎

1 措置の対象となった監査の結果

平成30年12月7日(神奈川県公報号外第67号)神奈川県監査委員公表第20号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分1か所に係る1事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立荏田高等学校	平成30年8月22日 (平成30年5月22日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、平成28年度の授業料に充当すべき就学支援金1件、9,900円について、平成29年度においても充当処理を行っておらず、収入未済となっていた。また、当該収入未済に係る平成28年度から平成29年度への調定繰越が、平成28年度の出納閉鎖後3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、収入未済状況の確認及び授業料と就学支援金の担当者間の連携が不十分であったことによるものである。 収入未済額9,900円については、平成31年2月28日に神奈川県教育委員会から文部科学大臣宛て過年度修正の報告を行い、令和2年3月10日に充当処理を行った。 今後は、このようなことがないように、収入事務の担当者を同一にし、補助者を置く体制にするとともに、授業料徴収整理票等による授業料の個人別徴収状況の管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県監査委員公表第10号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和2年6月26日

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 太田眞晴
同 吉川知恵子
同 梅沢裕之
同 小野寺慎一郎

1 措置の対象となった監査の結果

令和元年12月3日(神奈川県公報号外第42号)神奈川県監査委員公表第13号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分29か所に係る37事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和元年8月1日 (令和元年6月10日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、県立学校コンテンツ管理システム構築業務委託契約(契約額29,754,000円)について、業務の一部が完了していないにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約額全額を支払っていた。	不適切事項については、契約内容について職員の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員で契約書を確認し、検査を行うことを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
行政部財務課	令和元年8月1日 (令和元年6月13日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 県立学校コンテンツ管理システム構築業務委託契約(契約額29,754,000円)について、業務の一部が完了していないにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約額全額を支払っていた。 (2) 県立高等学校等授業料口座振替手数料2件、238,528円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息2件、300円を支払っていた。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 平成30年度県立高等学校等新入生一括登録に係るデータエントリ業務委託契約(単価契約、支出額1,925,681円)について、指名競争入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名して新たな指名競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を締結していた。 (2) 県立学校等自家用電気工作物保安業務委託契約5件(契約額計98,779,571円)について、契約期間の開始日が平成30年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月1日に締結していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については次のとおりである。 (1) 業務の一部が完了していないにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約額全額を支払っていたことについては、履行確認として適切であるかの確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員で契約内容及び検査内容を確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 期限までに支払を行っていなかったことについては、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、各職員の業務状況を職員間で共有し、チェックリストにより支払漏れを防止するなど複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、次のとおりである。 (1) 新たに指名競争入札を行うべきところ、これを行わずに随意契約を締結していたことについては、契約事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解向上を図るとともに、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 契約の締結が遅れたことについては、契約を平成30年4月中に締結しなければならないという認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、会計事務の通知類の理解向上を図るとともに、複数の職員で進行状況を確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
行政部教育施設課	令和元年8月1日 (令和元年6月12日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料1件、1,708円について、調定が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことにより、調定が遅れたものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員で情報共有と進行管理を行うとともに、課内全体での情報共有に努め、組織が一体となって適正な事務執行に努めることとした。
行政部教職員企画課	令和元年8月1日及び同年9月4日(令和元年6月10日職員調査)	(不適切事項) 歳計外現金事務において、退職手当の支払に当たり、源泉徴収が不要であると誤認したため、法定納期限内に所得税及び復興特別所得税1件、2,334,526円の源泉徴収及び納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税及び延滞税149,200円の賦課決定を受けて同額を納付していた。	不適切事項については、職員の関係諸規定の理解不足があったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、特殊な給与支給事務を行う必要が生じた場合には、税務署や市役所等の関係機関への連絡や、制度の確認を十分に行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
指導部高校教	令和元年8月1日	(不適切事項)	

育課	(令和元年6月17日 職員調査)	<p>1 支出事務において、神奈川県公立高等学校入学者選抜採点システム装置賃貸借契約（長期継続契約、契約総額118,890,720円）に係る平成31年1月分リース料2,248,992円及び神奈川県公立高等学校に係るパソコン及び光学式マーク読取装置賃貸借契約（長期継続契約、契約総額136,890,000円）に係る同月分リース料2,281,500円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息2件、1,000円を支払っていた。</p> <p>2 契約事務において、平成30年度神奈川県友好交流地域高校生派遣業務委託契約ほか1件（契約額計4,385,295円）について、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当しないにもかかわらず、同号を適用し、入札を行わずに見積合せを行い、随意契約を締結していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、支出手続中の書類を財務課から借り受けたが、手続が未済であるにもかかわらず、返却を失念したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、書類の所在や返却先の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、当該事業の進行管理が不十分であり、再度入札に付すことができなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、当該事業の業務計画を見直すとともに、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
指導部保健体育課	令和元年8月1日 (令和元年6月19日 職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、学校体育指導事業等に係る講師謝礼等の支払に当たり、口座振込申出書を債権者（55名）から徴取する際、当該申出書に不要な個人情報（生年月日）を記載させていた。	<p>不適切事項については、所属における個人情報の取扱いについての理解不足によるものであり、不要な個人情報の記載欄を削除するなど令和元年6月20日に口座振込申出書の様式を変更した。 今後は、このようなことがないよう、不要な個人情報を徴取しないように留意するとともに、適正な事務執行に努めることとした。</p>
生涯学習部生涯学習課	令和元年8月1日 (令和元年6月24日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、普通財産の貸付契約（2件、契約額計12,640円）の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、年3.1%としていた。	<p>不適切事項については、関係規定等の確認が不十分であったことによるものであり、契約書の条項を、正しい利率に改め、令和元年12月17日に変更契約を締結した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立生命の星・地球博物館	令和元年9月17日 (平成31年1月17日 及び同月18日職員調査)	(要改善事項) 所属における機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格がいずれも50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。(以下令和元年12月3日(神奈川県公報号外第42号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3監査の結果3(1)のとおり。)	要改善事項については、令和2年度の機械警備業務委託契約から長期継続契約に移行し、競争入札を実施することとした。
神奈川県立保土ヶ谷高等学校	令和元年7月8日 (平成31年3月14日 職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、第1四半期県立学校渉外費1件、5,000円について、前渡金精算報告が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、職員間の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立旭高等学校	令和元年7月23日 (平成31年4月24日 職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、対外運動競技等引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、2件、8,000円を支給していなかった。	不適切事項については、部活動指導実績が適切に報告されなかったことによるものであり、未支給分については令和元年6月16日に支給した。 今後は、このようなことがないよう、部活動指導実績を正確に報告させるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県立氷取沢高等学校	令和元年9月17日 (平成31年4月23日職員調査)	(不適切事項) 事務事業の執行において、全日制授業料の徴収に当たり、債務者が納付期限内に納付していたにもかかわらず、督促状を送付していた。	不適切事項については、全日制授業料の納入通知書を手書きで作成する際に誤った所属コードを記載したため、所属の収納情報として納付確認ができず、期限内に納付した債務者に、誤って督促状を発行したものである。 今後は、このようなことがないように、納入通知書作成の際には記載すべき内容を所属職員で再確認し、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立市ヶ尾高等学校	令和元年6月28日 (平成31年4月12日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 携帯電話貸借借契約(契約額2,106円)について、携帯電話の返却処理期限までに返却していなかった。その結果、追加利用料金1件、1,296円を支払っていた。 2 緊急時等の対応として執行伺票兼支出命令票により予算を執行した、台風に伴うヤナギ倒木処理業務契約ほか1件(契約額計223,344円)について、起案用紙等を用いて、予め方針を伺った上で発注すべきところ、これを行わずに発注していた。	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 返却期限までに貸借物を返却しなかったことについては、担当教員が返却を失念していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、賃借した物品は必ず期限までに返却すること等を指導し、担当教員以外に事務職員による確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 緊急時等の対応として、予め文書で方針を伺うべきところ、これを行わずに発注していたことについては、担当職員が、緊急時には口頭のみ方針を伺い発注できると誤って認識して執行したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立横浜緑園高等学校	令和元年6月6日 (平成31年4月24日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、修学旅行等引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、11件、44,000円を支給していなかった。	不適切事項については、修学旅行の旅行最終日は泊を伴わないために教員特殊業務手当の支給対象ではないと誤認したこと、及び決裁権者の確認も不十分であったことによるものであり、未支給分については、令和元年6月17日に支給した。 今後は、このようなことがないように、職員に対して修学旅行の日において指導業務に従事した時間が7時間45分程度に及ぶときは、教員特殊業務手当の支給対象であることを周知し、管理職においても複数で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立瀬谷高等学校	平成31年4月11日 (平成31年3月6日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、遠足生徒引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、7件、7,700円を支給していなかった。	不適切事項については、該当職員が特殊勤務手当実績整理簿への記載を失念したこと及び日額特殊勤務手当報告提出時の確認が不十分であったことによるものであり、未支給分については平成31年4月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立川崎高等学校	平成31年1月16日 (平成30年12月4日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、平成30年度公開講座講師謝礼5件、37,500円の支払に当たり、公費により支出すべきところ、再配当額30,000円を超過したことから、不足する1件、7,500円について私費会計から支出していた。	不適切事項については、学校教育法第5条及び「県立学校開放事業事務の手引き(県立学校公開講座事業)」等により私費会計からの充当が認められていないことの認識が不足していたことによるものであり、私費会計で支出していた当該謝礼については、当該講師より平成31年1月15日に返還を受けるとともに、改めて県費により同日支出した。 今後は、このようなことがないように、職員間で関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立川崎工科高等学校	令和元年8月27日 (令和元年5月14日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、雨水貯留管空気抜き施設の設置のための教育財産の目的外使用許可に係る更新許可(許可期間:平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、使用料は免除)について、平成30年3月31日までに許可を行うべきところ、3月を超えて遅延しているものが1件あった。	不適切事項については、使用許可に係る事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、使用許可の一覧表を作成し、許可期間満了日が分かるようにするとともに、担当者だけでなく複数の職員による確認を行い、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立生田高等学校	令和元年9月17日 (平成31年3月19日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、自動販売機5台及びごみ箱5台の教育財産の	不適切事項については、関係規定等の理解が不十分であったことによるものである。

		目的外使用許可(使用料:11,627円)について、許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。	今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立麻生総合高等学校	令和元年8月8日 (令和元年5月17日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の立替収入1件、740円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限を調定の日から20日以内に設定していなかった。	不適切事項については、当該調定を起票の際に、納付期限の設定について、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、起票時の確認を適切に行うとともに、決裁時の複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立橋本高等学校	令和元年7月4日 (令和元年5月9日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る建物使用料1件、22,948円について、調定が年度内に行われていなかった。 2 財産管理事務において、会議室の使用に係る教育財産の目的外使用許可(165.59㎡)に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例施行規則の規定に反した端数処理を行ったため、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用料1件、2円を過大に徴収していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、年度当初の事務の進行管理及び確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、年度当初の事務について複数の職員による確認体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、使用料に関する規定改正の内容の確認が不十分であったことから、端数処理を誤ったものであり、過大徴収分は、令和元年5月21日に還付した。 今後は、このようなことがないよう、関連規定の理解向上を図るとともに、複数職員による確認体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立海洋科学高等学校	令和元年7月18日 (令和元年5月9日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、授業料の収入未済8件、475,200円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、11日を経過した日を督促状の指定期限としていた。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の周知を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立追浜高等学校	令和元年9月24日 (令和元年5月9日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、神奈川県財務規則に定める備品の現物照合に当たり、ビデオカメラ1台(帳簿価格67,200円)を紛失していたにもかかわらず、所在を確認できたものとして、備品台帳に記録し、教育局行政部財務課に報告していた。	不適切事項については、物品管理事務の遵守について認識が欠如していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、物品管理の適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立平塚工科高等学校	令和元年6月7日 (平成31年4月18日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、修学旅行等引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、1件、16,000円を支給していなかった。	不適切事項については、職員が特殊勤務手当実績整理簿への記載を失念したこと及び日額特殊勤務手当報告書提出時に確認が不十分であったことによるものであり、未支給分については、令和元年5月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、教員特殊業務手当の支給に係る手続について職員に周知するとともに、複数の職員による確認の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立深沢高等学校	令和元年8月7日 (平成30年12月6日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、平成30年度教員用教科書代ほか2件、6,429円の支払に当たり、公費により支出すべきところ、私費会計から支出していた。	不適切事項については、私費と公費の負担区分の認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、職員会議での周知のほか、私費会計担当者対象の校内研修を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立大和南高等学校	令和元年6月6日 (平成31年4月15日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、消火器24本の更新(契約額148,416円)に当たり、既存品のリサイクル料金(12,000円)については「(節)委託料」とすべきところ、消火器の新規購入費及び処分費と併せて全額を「(節)需用費」で執行していた。 2 収入事務において、授業料の収入未済3件、178,200円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、神奈川県財務規則に基づく執行の「節」についての理解が不足していたことによるものであり、平成31年4月24日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 収入事務については、神奈川県財務規則に基づく督促状発行事務の理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

		<p>川県財務規則の規定に反し、9日を経過した日を督促状の指定期限としていた。</p>	
<p>神奈川県立有馬高等学校</p>	<p>平成31年4月12日 (平成31年3月7日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 契約事務において、11項目水質検査業務の委託契約(契約額8,640円)について、受託者ではなく、受託者が再委託した者が発行した検査結果報告書に基づいて履行確認を行っていた。</p>	<p>不適切事項については、履行確認に当たって必要な書類は本来の委託先から報告を受けるものであるという認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、履行確認に当たって必要な書類は必ず受託者から委託先名義で提出させることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立二宮高等学校</p>	<p>令和元年7月23日 (平成31年4月18日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 収入事務において、県立学校施設開放事業に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額1件、1,440円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、11日を経過した日を督促状の指定期限としていた。 2 財産管理事務において、東日本旅客鉄道株式会社に対する教育財産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤って544,113円を過大に徴収していた。その結果、還付加算金が発生することになった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、関係諸規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、財務関係規定研修を実施するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることにした。 2 財産管理事務については、関係諸規定の理解が不十分であったことによるものであり、過大徴収分については、還付加算金とともに、平成31年4月17日に還付した。 今後は、このようなことがないように、財産関係規定研修を実施するとともに、職員相互の点検を複数回行うことにより、適正な事務執行に努めることにした。</p>
<p>神奈川県立愛川高等学校</p>	<p>令和元年7月9日 (平成31年3月22日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 支出事務において、トイレの修理工事代1件、100,980円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行状況の確認を日々行い、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立鶴見養護学校</p>	<p>令和元年7月10日 (令和元年5月14日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 庶務事務において、公共交通機関を利用した出張に当たり、庶務事務システムに入力されていなかったため、旅費3件、2,103円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項については、職員の勤務状況の把握や進行管理が不十分であったことによるものであり、未支給分については令和元年5月29日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、新たに執行状況確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立伊勢原養護学校</p>	<p>令和元年9月4日 (平成31年4月17日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 庶務事務において、分教室1年宿泊学習に係る出張に当たり、庶務事務システムに入力されていなかったため、旅費4件、5,620円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項については、分教室1年宿泊学習に係る旅費申請を失念したことによるものであり、未支給の旅費のうち、交通費及び旅行雑費分は平成31年4月26日に、食料相当分は令和元年11月26日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、旅費申請を必ず行うよう職員を指導するとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

神奈川県監査委員公表第11号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年6月26日

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 太田真晴
 同 吉川知恵子
 同 梅沢裕之
 同 小野寺慎一郎

第1 監査の種類

財務監査(随時監査)

第2 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第 3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第 4 監査実施箇所数

出先機関13か所

第 5 監査実施期間

令和 2 年 1 月 15 日から同年 5 月 7 日まで

第 6 監査の実施内容**1 補完的財務監査**

令和元年の財務監査（定期監査）の結果、指摘等が認められた出先機関のうち 1 か所について、その後の対応などを補完的に監査した。

2 臨時財務監査

令和元年の財務監査（定期監査）において、継続して不動産取得税の課税事務の状況を確認する必要があると認められた出先機関12か所について、当該課税事務の状況を臨時に監査した。

第 7 監査の結果

監査の結果、出先機関13か所において不適切事項が13件認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

1 補完的財務監査

補完的財務監査を実施した次の出先機関 1 か所において、不適切事項が 1 件認められた。

教育局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県立瀬谷養護学校	令和 2 年 1 月 15 日（令和元年 9 月 11 日職員調査）	財産管理事務において、ガス管敷設に係る教育財産の目的外使用許可について、使用料を免除とした当初の許可内容の誤りを修正するための変更許可（許可期間：平成30年 9 月 1 日から同年12月31日まで）及びこれに続く更新許可（許可期間：平成31年 1 月 1 日から平成35年 7 月 31 日まで）に当たり、これらの許可ごとに使用料を算定し、変更許可（算定期間：平成30年 9 月 1 日から同年12月31日まで）及び更新許可における平成30年度分（算定期間：平成31年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで）に係る使用料をそれぞれ100円、計200円とすべきところ、これらの期間を通算して算定した144円で許可しているものがあつた。これにより、使用料 1 件、56円が徴収不足であつた。また、更新許可について、平成30年12月26日までに許可を行うべきところ、平成31年 2 月 26 日に行っていた。

2 臨時財務監査

臨時財務監査を実施した次の出先機関12か所において、不適切事項が12件認められた。

総務局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県横浜県税事務所	令和 2 年 2 月 21 日（令和元年 11 月 8 日職員調査）	税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権及び賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが19件、1,220,300円（本税）あつた。 その結果、上記の課税誤りのうち17件、1,160,100円（本税）及び延滞金 2 件、3,700円の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が 503,653円発生していた。
神奈川県神奈川県税事務所	令和 2 年 4 月 27 日（令和元年 11 月 7 日職員調査）	税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが11件、401,800円（本税）あつた。 その結果、上記の課税誤りのうち 8 件、316,600円（本税）及び延滞金 1 件、1,500円の返還に当たり、遅延損害金が181,020円発生していた。
神奈川県緑県税事務所	令和 2 年 4 月 15 日（令和元年 11 月 5 日職員調査）	税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが27件、2,053,700円（本税）あつた。 その結果、上記の課税誤りのうち26件、2,028,100円（本税）及び延滞金 2 件、5,400円の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が 853,324円発生していた。
神奈川県戸塚県税事務所	令和 2 年 4 月 15 日（令和元年 11 月 11 日職員調査）	税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが22件、799,000円（本税）あつた。 その結果、上記の課税誤り22件、799,000円（本税）の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が288,019円発生していた。

神奈川県川崎市税務事務所	令和2年4月15日(令和元年11月8日職員調査)	税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが2件、54,800円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り2件、54,800円(本税)及び延滞金1件、2,900円の返還に当たり、遅延損害金が22,299円発生していた。
神奈川県高津県税務事務所	令和2年4月15日(令和元年11月5日職員調査)	税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権及び賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが13件、1,405,700円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り13件、1,405,700円(本税)及び延滞金1件、3,300円の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が670,030円発生していた。
神奈川県相模原県税務事務所	令和2年4月15日(令和元年11月11日職員調査)	税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが4件、236,800円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り4件、236,800円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が146,305円発生していた。
神奈川県横須賀県税務事務所	令和2年4月27日(令和元年11月7日職員調査)	税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権及び賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが5件、201,800円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤りのうち4件、183,500円(本税)の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が55,693円発生していた。
神奈川県平塚県税務事務所	令和2年4月27日(令和元年11月12日職員調査)	税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが4件、148,000円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤りのうち3件、98,300円(本税)及び延滞金1件、1,500円の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が31,797円発生していた。
神奈川県藤沢県税務事務所	令和2年4月27日(令和元年11月15日職員調査)	税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権及び賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが18件、2,918,400円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤りのうち16件、2,850,300円(本税)及び延滞金1件、7,000円の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が1,641,718円発生していた。
神奈川県小田原県税務事務所	令和2年4月27日(令和元年11月12日職員調査)	税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが1件、31,700円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り1件、31,700円(本税)及び延滞金1件、1,100円の返還に当たり、遅延損害金が20,510円発生していた。
神奈川県厚木県税務事務所	令和2年5月7日(令和元年11月14日職員調査)	税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが2件、149,300円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り2件、149,300円(本税)の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が23,412円発生していた。